【規程番号　神女大短Ⅰ－022】

神戸女子大学・神戸女子短期大学 SD 委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に神戸女子大学・神戸女子短期大学 SD 委員会（以下「委員会」という。）を置き、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準に基づき、本学における教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための必要な取組（SD）を行うことを目的とする 。

（組 織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（1）学長

（2）総務企画部長

（3）総務課長（総務人事担当）

（4）その他学長が必要と認めた教職員

２　前項第５号の委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

３　委員長は学長が当たり、委員長に事故があるときは、委員長が代理を指名する。

４　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（審議事項）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

（1）大学等の運営に係る教職員の能力・資質の向上に関する事項

（2）SD 研修に関する事項

（3）その他、委員会が必要と認める事項

（事務）

第４条　本規程に関する事務は、総務課（総務人事担当）が行う。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和３年４月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年７月 28 日から施行し、令和４年７月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更等）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。